



発行 東京都

目次

告示

- 種苗生産事業者の登録.....(産業労働局農林水産部森林課)...
- 都道(首都高速道路)の区域変更.....(建設局道路管理部路政課)...
- 下水を排除及び処理すべき区域等.....

告示

●東京都告示第千三百八十五号
 林業種苗法(昭和四十五年法律第八十九号)第十条第一項の規定により次の生産事業者の登録をしたので、同法第十六条第一項の規定により公告する。
 令和三年十一月十八日
 東京都知事 小池百合子

- 一 登録番号 第七十三号
- 二 生産事業者
 - (一) 氏名 日本紙通商株式会社
 - 代表取締役社長 齊藤 晴則
 - (二) 住所 東京都千代田区神田駿河台四丁目六

	番地
三 生産事業の内容	幼苗の育成及び幼苗以外の苗木の育成
四 事業所の名称及び所在地	日本紙通商株式会社 東京都千代田区神田駿河台四丁目六番地

●東京都告示第千三百八十六号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第八条第一項第九号の規定に基づき、令和三年九月二十九日、都道(首都高速道路)の区域を次のように変更した。
 ついては、道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により告示する。
 その関係図面は、令和三年十一月十八日から起算して二週間東京都建設局道路管理部及び首都高速道路株式会社東京東局において一般の縦覧に供する。
 令和三年十一月十八日
 東京都知事 小池百合子

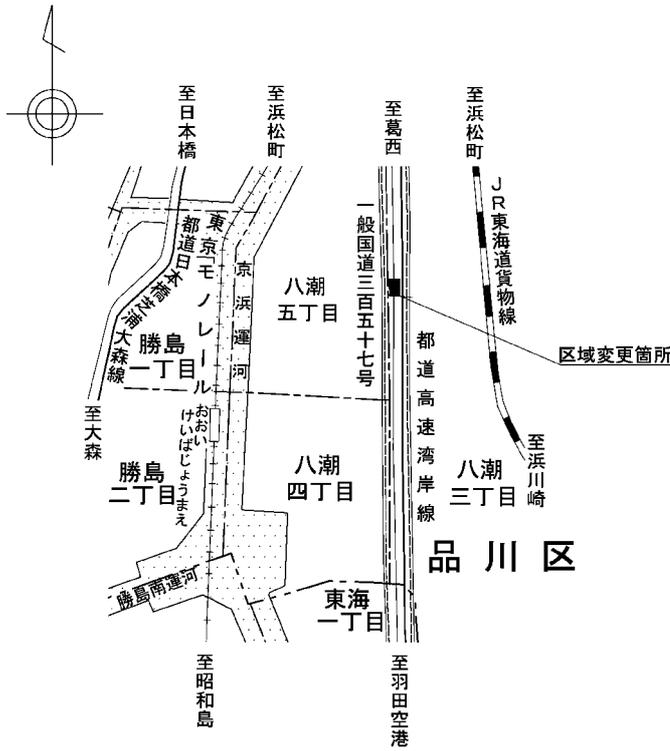
- 一 路線名 高速湾岸
- 二 変更の区間 品川区八潮三丁目一番四地先
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

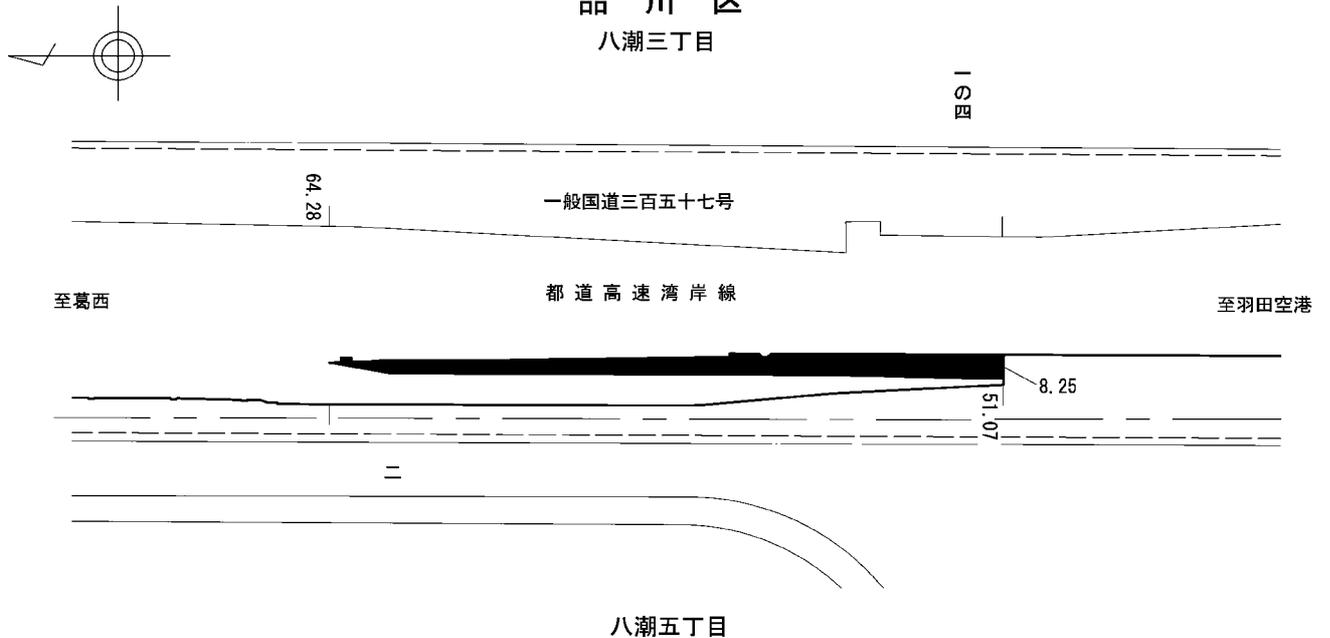
都道高速湾岸線区域変更略図
品川区八潮三丁目地内

- 一般国道
- 都道
- 特別区道
- 編入区域

延長 二三一・八三メートル
面積 一、三七〇・三七平方メートル



品川区
八潮三丁目



告 示 (下水)

●東京都下水道局告示第五号

下水道法 (昭和三十三年法律第七十九号) 第九条第一項及び第二項に定めるところにより、下水 (雨水) を排除及び処理すべき区域等を次のとおり告示する。

なお、図面は、南部下水道事務所内において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十八日

東京都下水道局長 神山 守

一 供用及び処理開始年月日 令和三年十一月二十六日

二 下水 (雨水) を排除及び処理すべき区域 別表のとおり

三 排水施設の位置 別表に掲げる区域の地先分流式又は合流式の別

五 終末処理場の位置及び名称 大田区大森南五丁目二番二十五号 森ヶ崎水再生センター

別表

区名 町名 街区符号又は地番

全部告示区域

世田谷区 上祖師谷五丁目 九番

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号
 電話 〇三(五三二)一〇一一(代)
 郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)
 三〇円

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区白山二丁目十三番七号
 電話 〇三(三八二)五二〇一(代)
 郵便番号
 113-0001

